

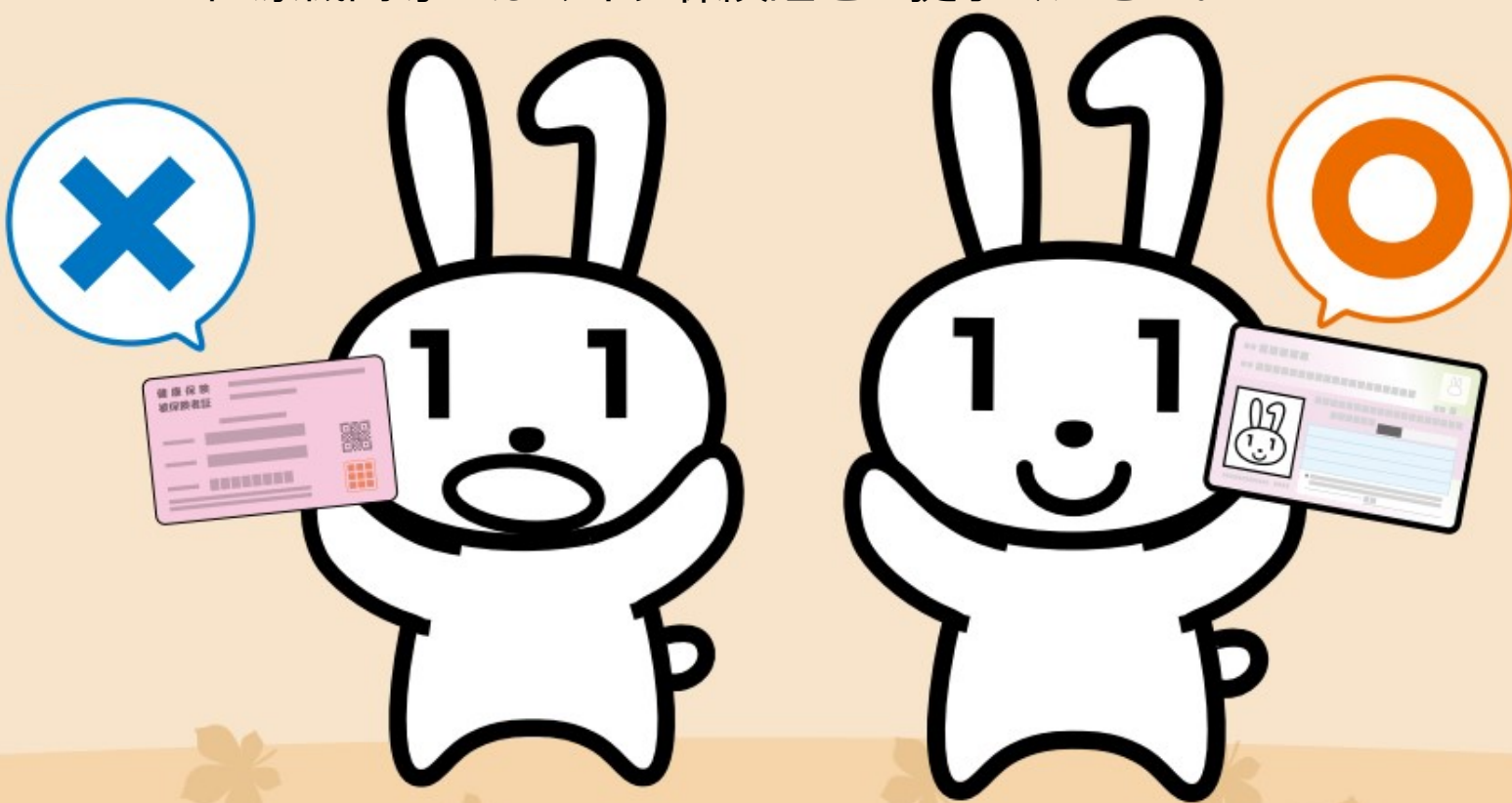
12月2日より

現在お持ちの保険証は原則使えません!!

マイナ保険証利用登録がお済でない方へは事業所より
資格確認書を11月中旬にお渡しいたします。

保険証をお持ちで資格確認書の配布が無い方は
マイナ保険証利用登録済みです。

医療機関等へはマイナ保険証をご提示ください。



マイナ保険証利用登録済みの方は資格確認書は発行対象外です。

念の為発行は国からの指示により禁止されております。

受診時に介助者などの第三者のサポートが必要などご事情がある場合は総務担当者へご相談ください。

お子さんの学校行事や保育園等へ提出が必要な際は「資格情報のお知らせ」で対応可能です。

※文科省より通達あり

紙の資格情報のお知らせを紛失をされた際はマイナポータルよりダウンロードしてご利用下さい。

※ダウンロードができない方は再発行には電子申請が必要です。

資格確認書の有効期限は令和11年11月30日です。

引き続きマイナ保険証利用登録にご協力お願いいたします。